

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. **企業間の連携**：外注先や仕入先の業者のみなさまと連携し、顧客のカーライフの充実や車の維持の軽減に貢献する新規事業の創出に取り組み地域の皆様や整備工場やディーラーなど事業者の経済的負担を軽減させ、地域の自動車関連サービスの持続化と交通安全の維持に貢献いたします。
保険会社と密に連絡しニーズに沿った設備投資及び BCP を策定し社員教育を行うことにより、顧客や地域の皆様を災害や事故などから守れる対応の実現を目指します。
- b. **IT 実装支援**：ICT を積極的に活用することでデータの相互活用を図り、業務効率化を行います。
- c. **該当なし**
- d. **グリーン化の取組**：環境負荷の少ない商品・サービスや、環境配慮に積極的に取り組んでいる企業から優先的に調達を行います。
- e. **健康経営に関する取組**：健康経営の実践、取組の積極的な開示および必要な助言を行い、健康経営の普及に努めます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とするよう努めます。

④知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

取引先には不当・不合理な依頼をせず、取引価格は相場や過去の取引実績に基づき合理的に決定し、自他共に利益が発生する取引を実現します。

令和4年5月11日

企業名 株式会社 Mobility Service24 代表取締役 高島 ゆかり